

土砂災害防止法の一部が改正されました

(平成17年5月2日 改正公布)
(平成17年7月1日 施行)

改正内容

土砂災害警戒区域内の高齢者、乳幼児等が主に利用する施設への土砂災害情報の伝達方法を市町村地域防災計画に規定
土砂災害情報等の伝達方法、避難場所などの土砂災害ハザードマップ等による周知の徹底



【土砂災害警戒区域】

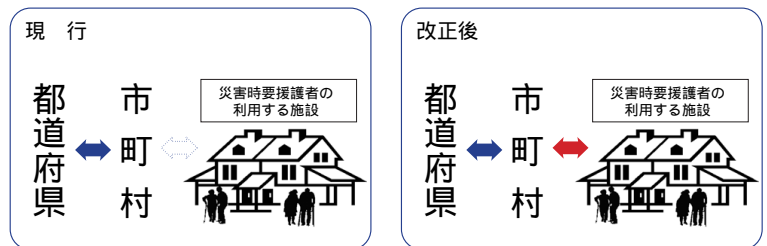
土砂災害防止法の第七条(警戒避難体制の整備等)では、土砂災害に関する警戒避難体制について、市町村地域防災計画において警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされています。

改正法ではこれに下記の2項が加えられ、**災害時要援護者の利用する施設への対応や、土砂災害ハザードマップの配布等が義務化**されました。

1 災害時要援護者関連施設利用者のための警戒避難体制

高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲者となりやすい災害時要援護者の利用する施設が警戒区域内にある場合には、市町村地域防災計画において災害時要援護者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めることとなりました。

【土砂災害情報の伝達経路】



2 土砂災害ハザードマップ等による周知の徹底

土砂災害による人的被害を防止するためには、住居や普段利用する施設の存する土地が土砂災害の危険性がある地域かどうか、緊急時にはどのような避難を行うべきか、といった情報が住民の方々に正しく伝達されていることが大切です。このため、市町村長は市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布し、その他必要な措置を講ずることとなりました。

